



## 農作物の盗難被害にご注意を！

毎年この時期は、収穫前の農作物の盗難被害が発生しております。農作物の管理には十分注意し、被害の防止に努めましょう。



9/27農作物盗難パトロール結成式

■連絡・問い合わせ先  
 鶴田駐在所 TEL (22) 2539  
 水元駐在所 TEL (22) 2031  
 五所川原警察署 TEL (35) 2141

## 平成25年度コミュニティ助成事業募集

財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、次のとおり平成25年度コミュニティ助成事業を募集します。事業の実施を希望される団体は、総務課までお申し込みください。



### ●助成事業の種類

◎一般コミュニティ助成事業  
 地域住民の自主的なコミュニティ活動の促進と、連帯感を持つ自治意識を盛り上げる

ことを目指すコミュニティ活動に必要な設備の整備に関する事業

### ○助成金額

100万円から250万円までの10万円単位(10万円未満を切り捨て)

### ○事業実施主体

町が認めるコミュニティ組織

### ◎青少年健全育成助成事業

#### ○事業内容

青少年の健全育成のため、主として親子で参加する(スポーツ・レクリエーション活動)に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業(ソフト事業)

### ○助成金額

30万円から100万円までの10万円単位(10万円未満を切り捨て)

### ○事業実施主体

町が認めるコミュニティ組織

### ●申し込み方法

様式に必要な事項をご記入のうえ総務課に提出してください。※様式は総務課にあります。

### ●申し込み期限

平成24年11月2日(金)

### ■問い合わせ先

総務課 まちづくり班 (内線261)

## ご存じですか？ 障害者虐待を

平成24年10月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(略称「障害者虐待防止法」)が施行されています。

この法律は、虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した場合の通報義務を課していますので、虐待に気づいた方は、ご連絡ください。

### ●障害者虐待防止法では、虐待を次の3つに定義しています。

- ①養護者による虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待
- ③使用者(雇用主等)による虐待

### ●虐待に当たる行為については次のとおりです。

身体的虐待：暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

性的虐待：性的な行為やその強要。

経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金

## 青森県最低賃金改正のお知らせ

- 青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。  
**時間額 654円 (平成24年10月12日から)**
  - 青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
  - 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。
  - 詳しくは、**青森県労働局ホームページ**からご覧になれます。  
 ( <http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp> )
- 問い合わせ先 青森県労働局労働基準部賃金室 TEL017 (734) 4114

10月31日(水)は、  
 町・県民税3期分、  
 国民健康保険税4期分  
 の納期限です。

銭の使用を理由なく制限すること。

●放棄・放任(ネグレクト)：食事や排せつ、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害のある方の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

●虐待のない地域をめざしましょう。

虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題として理解し、問題が深刻化する前に早期発見し、早期に対応することが重要です。

そのためには、日ごろから障害および虐待について正しい理解を深め、地域での見守り、支え合いなど、地域ぐるみでの早期対応および支援が、虐待されている障害ある方やその家族の抱える問題の解決につながります。ご協力をお願いいたします。

■「虐待かな?」「自分からは声をかけにくい」「このままだと心配」と思ったら、ひとりで抱え込まずに、お気軽に左記までご相談ください。

町民生活課 福祉支援班  
(内線163・164)  
FAX (22) 6007

### 鶴田高等学校PTA 研修会公開講座開催

スマートフォン急速な普及により、今や半数の高校生が持っている状況となりました。保護者は買い与えて終わっていませんか? スマートフォンの利便性の裏に怖いリスクがあることをこの機会に一緒に学びませんか。

●日時

11月25日(日)午後2時~4時  
まで(受付午後1時30分)

●会場

鶴田高等学校 第一体育館

●内容

◇講演「スマートフォンの特徴と高校生の利用上の課題について」 講師 千葉大学教育学部 教授 藤川 大祐氏

◇トークセッション「保護者が気になる、子どものスマホとの向き合い方」  
藤川 大祐 × 相川 順子

●問い合わせ先

鶴田高等学校 渉外部  
TEL (22) 3251

### 西北五広域福祉職 員(福祉職)募集

平成24年度職員採用試験を次のとおり行います。

●試験職種

福祉職(1名)

●受験資格

児童指導員任用資格、保育士および社会福祉主事任用資格を有する方(平成25年3月末までに資格を取得する見込みの方を含む)で、昭和58年4月2日以降に生まれた方

●受験日および受験会場

平成24年12月23日(日)  
西北五広域療育等支援センター  
(森田学園となり)

※試験内容

論文試験・面接試験

●受付期間

10月15日(月)~11月26日(月)  
午前8時15分~午後5時(土・日・祝日を除く)

※郵送の場合は11月26日(月)まで必着

■申し込み・問い合わせ先

西北五広域福祉事務組合  
TEL 0173(26)3100

・対象 平成24年3月生  
・内容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食卓用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

#### 【3歳児健康診査】

・月日 11月28日(水)  
・受付 正午~午後12時10分  
・場所 鶴遊館  
・対象 平成21年2~3月生  
・内容 この検診のみ個人通知あり  
小児科・歯科検診、発育・発達相談など

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

■問い合わせ先  
健康保険課 健康長寿班 (内線135)



### 乳幼児健康診査

#### 【4か月児健康診査】

・月日 11月7日(水)  
・受付 午後1時~1時10分  
・場所 鶴遊館  
・対象 平成24年6月生  
・内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

#### 【10か月児健康診査】

・月日 11月7日(水)  
・受付 午後1時20分~1時30分  
・場所 鶴遊館  
・対象 平成23年12月生  
・内容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

#### 【7か月児健康相談】

・月日 11月6日(木)  
・受付 午前9時20分~9時30分  
・場所 鶴遊館

### 夕ぐれ窓口

11月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設期日 11月9日(金)、30日(金)  
■開設時間 午後5時~6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

### 教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

■相談先  
教育委員会(内線210・250)

■相談日時  
月~金曜日 午前8時30分~午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

### 行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。11月の相談日は次のとおりです。

■期日 11月12日(月)  
■相談時間 午前10時~午後3時  
■場所 鶴田町国際交流会館  
1階102研修室